破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第６号
宮崎県都城市広原町11号４番地４
債務者　有限会社そうま化成商事
代表者代表取締役　相馬　節男
1　決定年月日時　平成25年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大塚　幸治
4　破産債権の届出期間　平成25年３月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月15日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
宮崎地方裁判所都城支部

平成２５年（フ）第４０号
大分市大字中戸次5671番地の１
債務者　有限会社フィールド・ワン
代表者代表取締役　長岡　信一
1　決定年月日時　平成25年２月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松田健太郎
4　破産債権の届出期間　平成25年４月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月21日午後２時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第９３号
大阪市北区豊崎３丁目20番９号、商業登記簿上の本店所在地大阪市福島区福島７丁目14番19号
債務者　イルガラージュ株式会社
代表者代表取締役　安食　歌純
1　決定年月日時　平成25年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　冨田　陽子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月15日午後３時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１５０号
愛知県稲沢市増田南町131番地
債務者　有限会社クリーン名古屋
代表者代表取締役　伊藤　鉄平
1　決定年月日時　平成25年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上田　敏喜
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月18日午後１時５分
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１８６号
大阪市北区末広町３番11号
債務者　株式会社エフィシエント
代表者代表取締役　松島　道雄
1　決定年月日時　平成25年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤内　健吉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月18日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２２３号
兵庫県川西市平野３丁目２番５号
債務者　有限会社ハウスカンパニー
代表者代表取締役　岩井　稔博
1　決定年月日時　平成25年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　若三　洋平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月18日午後３時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１２１号
大阪府東大阪市菱江４丁目３番31号
債務者　有限会社西田電建
代表者代表取締役　西田　初治
1　決定年月日時　平成25年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西口　拓人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月22日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１３号
北海道室蘭市宮の森町４丁目22番25号
債務者　医療法人社団こだま消化器内科クリニック
代表者理事長　小玉　俊典
1　決定年月日時　平成25年２月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　後藤　雄則
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月25日午後２時
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２５年（フ）第２０４号
大阪市西区西本町１丁目12番７号　西本町木津ビルディング５Ｆ
債務者　株式会社司積算事務所
代表者代表取締役　野村　由枝
1　決定年月日時　平成25年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山浦　美紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月25日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２４９号
大阪府東大阪市新家西町１番30号
債務者　株式会社エス・イー・ディー
代表者代表取締役　松本　仁志
1　決定年月日時　平成25年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木ノ島雄介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月25日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１１１号
愛知県海部郡飛島村木場２丁目91番地、商業登記簿上の本店所在地名古屋市中川区一色新町２丁目401番地
債務者　株式会社エコサポート
代表者代表取締役　山崎　　香
1　決定年月日時　平成25年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩﨑　友就
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月８日午後１時50分
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１３７号
神奈川県高座郡寒川町小谷４丁目11番20号
債務者　有限会社新晃産業
代表者取締役　村井　隆藏
1　決定年月日時　平成25年２月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　関本　和臣
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月９日午前10時10分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１４７号
横浜市南区南太田２丁目29番１号
債務者　有限会社野田電気商会
代表者代表取締役　野田剛太郎
1　決定年月日時　平成25年２月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大野　美樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月14日午後１時10分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１８号
長野県安曇野市豊科高家2287番地20
債務者　株式会社安曇野設計室
代表者代表取締役　臼井　友数
1　決定年月日時　平成25年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮澤　幸平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月14日午後１時30分
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第１０５号
名古屋市中川区一色新町３丁目912番地
債務者　株式会社建匠
代表者代表取締役　前田　裕久
1　決定年月日時　平成25年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小野田知栄子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月14日午前10時20分
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４９９号
茨城県水戸市岩根町1466番地
債務者　有限会社千波食品センター
代表者代表取締役　手嶋　孝和
1　決定年月日時　平成25年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中本　義信
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月15日午後１時30分
水戸地方裁判所